

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成18年3月本部訓令第10号
平成20年12月本部訓令第15号
平成21年12月本部訓令第16号
平成22年3月本部訓令第4号
平成28年11月本部訓令第20号
令和4年3月28日本部訓令第15号

青森県警察職員任用規程を次のように定める。

青森県警察職員任用規程

青森県警察職員任用規程（昭和62年4月青森県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 青森県警察の職員の任用に関しては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和50年4月青森県人事委員会規則6—15。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「職員」とは、青森県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察官及び警察行政職員（技能主事及び技能技師を除く。）をいう。

（採用）

第3条 警察官は、規則第6条第1項第4号の規定により行う警察官採用試験に合格した者の中から、巡査の階級により採用するものとする。

2 警察行政職員は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により行う職員採用試験に合格した者の中から、主事、技師又は研究員の職により採用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、規則第33条又は第36条の規定により採用を行う場合は、この限りではない。

（昇任）

第4条 警察官の昇任は、一般試験若しくは専門試験（以下「昇任試験」という。）又は選抜若しくは選考（以下「選抜等」という。）により行うものとする。

2 警察行政職員の主任以上の職への昇任は、人事考査又は特別選考（以下「人事考査等」という。）により行うものとする。

第5条 削除

（受験資格等）

第6条 一般試験の受験資格、選抜等の推薦基準及び人事考査の選考基準（以下「受験資格等」という。）並びに特別選考の選考基準は、本部長が別に定める。

2 専門試験の受験資格については、必要の都度本部長が定めるものとする。

（欠格事項）

第7条 前条に規定する受験資格等を有する者であって、昇任試験若しくは人事考査の実施日又は選抜等の推薦期日から1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたものは、昇任試験若しくは人事考査を受け、又は選抜等の昇任候補者として推薦を受けることができない。

（一般試験の方法）

第8条 一般試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行うものとする。ただし、本部長が必要と認める場合は、第1次試験の前に予備試験を行うことができる。

2 第2次試験は、第1次試験に合格した者について行う。

（昇任試験等の通知）

第9条 本部長は、昇任試験、選抜等又は人事考査（以下「昇任試験等」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ昇任試験等の種別、時期、場所、方法等について、所属長に通知するもの

とする。

- 2 所屬長は、前項の通知を受けたときは、速やかに受験資格等を有する者に周知しなければならない。

（出向者の昇任試験等）

第10条 本部長は、職員が青森県警察から警察庁、他都道府県警察等に出向している場合において、当該職員が受験資格等を有するときは、昇任試験等を受けさせることができる。

（青森県警察昇任管理委員会）

第11条 昇任管理を適正に行うため、警察本部に青森県警察昇任管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、本部長をもって充てる。
- 4 委員は、各部長、総務室長、首席監察官、警察学校長、警務課長及び本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議事を主宰する。
- 6 委員会に関する事務局は、警務課に置く。

（委員会の任務）

第12条 委員会は、昇任試験の合格候補者並びに選抜等及び人事考査等の昇任候補者（以下「合格候補者等」という。）を決定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により合格候補者等を決定したときは、本部長に通知するものとする。

（合格者等の決定）

第13条 本部長は、前条第2項の合格候補者等の決定の通知を受けたときは、合格者及び昇任予定者（以下「合格者等」という。）を決定し、本人に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（合格者等の取消し又は留保）

第14条 本部長は、前条の規定により決定した合格者等が、合格又は昇任予定の通知を受けた後、次の各号の一に該当することとなったときは、合格若しくは昇任予定を取り消し、又は昇任を留保することができる。

- （1）昇任試験等の実施に関し、不正行為があったことが判明したとき。
- （2）懲戒処分を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、昇任させることが適当でないと認める事情があるとき。

（昇任の特例）

第15条 次の各号の一に掲げる職員は、第4条の規定にかかわらず、1段上位の階級又は職務の級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第3号の場合は2段上位の階級又は職務の級に昇任させることができる。

- （1）公務上の負傷又は疾病により退職又は死亡した職員
- （2）勤続20年以上の職員が退職又は死亡した場合で、在職中の勤務成績が良好であった職員
- （3）生命の危険をおかしその職務を遂行し、警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された職員
- （4）他官庁、他部局からの出向者で、本部長が特に必要と認める職員

- 2 前項の死亡した職員に対する昇任は、その者の死亡した日にさかのぼって行うものとする。

（願い出による降任）

第16条 本部長は、職員が自ら降任を願い出たときは、別に定めるところにより降任させることができる。

（補則）

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年本部訓令第15号）

この訓令は、平成20年12月11日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第16号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年11月16日から施行する。

附 則（令和4年3月28日本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。